

200300313 AB

厚生労働科学研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

非行問題に対応する児童福祉サービスのあり方に関する調査研究

平成13年～平成15年度 総合研究報告書

平成15年度 総括研究報告書

主任研究者 野田 正人

平成16（2004）年5月

厚生労働科学研究費補助金

子ども家庭総合研究事業

非行問題に対応する児童福祉サービスのあり方に関する調査研究

平成13年～平成15年度 総合研究報告書

主任研究者 野田 正人

平成16（2004）年5月

目 次

I. 総括研究報告	
非行問題に対応する児童福祉サービスのあり方に関する調査研究	1
主任研究者 野田正人 (立命館大学)	
II. 分担研究報告	
第1部の1 児童自立支援施設の入所状況とその課題について	3
主任研究者 野田正人 (立命館大学)	
分担研究者 才村眞理 (帝塚山大学)	
分担研究者 平戸ルリ子 (東京家政大学)	
研究協力者 鈴木崇之 (沖縄大学)	
研究協力者 中島円美 (立命館大学大学院)	
研究協力者 佐野雅彦 (立命館大学大学院)	
第1部の2 児童相談状況と児童自立支援施設の課題	13
主任研究者 野田正人 (立命館大学)	
分担研究者 才村眞理 (帝塚山大学)	
分担研究者 平戸ルリ子 (東京家政大学)	
研究協力者 鈴木崇之 (沖縄大学)	
研究協力者 中島円美 (立命館大学大学院)	
研究協力者 佐野雅彦 (立命館大学大学院)	
第1部の1, 2 (資料) 児童自立支援施設調査における自由記述 施設が考える定員充足率の変化の理由、公設民営化の件、将来像について	18
第1部の3. 児童相談所の非行相談における調査結果にもとづく分析	35
才村 眞理 (帝塚山大学)	
第1部の3 (資料) 児童相談所の非行相談データ・グラフ	41
第1部の4. 中学校から見た児童福祉、児童自立支援施設の課題	43
野田 正人 (立命館大学)	
第2部 学童期初期非行の子どもを持つ親への支援プログラム	105
研究者 倉石哲也 (武庫川女子大学教育研究所)	
研究協力者 稲荷康二 (武庫川女子大学教育研究所大学院)	

厚生科学研究補助金（子ども家庭総合研究事業）
総括研究報告書

非行問題に対応する児童福祉サービスのあり方に関する調査研究

主任研究者	野田正人	(立命館大学)
分担研究者	才村真理	(帝塚山大学)
分担研究者	倉石哲也	(武庫川女子大学)
分担研究者	平戸ルリ子	(東京家政大学)
研究協力者	鈴木崇之	(沖縄大学)
研究協力者	稲荷康二	(武庫川女子大学大学院)
研究協力者	中島円実	(立命館大学大学院)
研究協力者	佐野雅彦	(立命館大学大学院)

研究要旨

本研究は、平成13年度から平成15年度までの3年間に、大きくは二つのパートで、非行対応に関する児童福祉サービスの対応のあり方に関して研究を行った。

第1部は、児童自立支援施設の定員開差に着目した施設処遇・措置体系に関する課題を明らかにしようとするものであり、第2部は、学童期の軽微非行や問題行動に悩む親への支援プログラムを構築しようとするものの二つの柱を進めた。

第1部については、児童自立支援施設の入所状況の変化に関しては、非行の発生状況や警察の補導状況などとの相関は小さく、むしろ児童相談所の受理した非行相談件数との関連が深いと考えられること。それを受けて、次に、全ての児童相談所と児童自立支援施設を対象とした質問紙調査を実施した。この調査では、平成13年に調査した入所状況の経年変化のグラフを添付し、各施設ごとに個別的に入所状況の変化を、当該児童自立支援施設とその施設に対応する児童相談所に聞いた。最後に、ある意味で児童自立支援施設の利用者にもあたる中学校の生徒指導教員に、児童相談所や児童自立支援施設の活動状況に対する意見を聞いた。

第2部の親支援プログラムは、該当する保護者によるグループ活動を行い、①対象に合ったプログラムの開発、②コミュニケーションやアサーションの体験的学習、③具体的ツール（教材）の開発をめざした。特に親子のコミュニケーションを客観化させ変化のきっかけをつくるため、PFスタディや4コマ漫画を活用した。

研究概要

非行問題は、従来から児童福祉サービスの領域において、子どもに関する問題の中核のひとつとして考えられてきており、感化法は児童福祉法体系のなかで最も古い制度の一つとして成立している。しかし、その発展の歴史は、監獄制度や矯正院制度など司法省管轄の様々な事業との緊張関係の歴史でもあった。戦後の非行への対応も、少年法によるものと、児童福祉法によるものとの二系統が並立し、原則として14歳以上の犯罪行為については全件送致主義による家庭裁判所集中化がなされ、14歳未満に関しては児童相談所先議を原則としてきた。

近時、世論は子どもたちの非行化と凶悪化を強調し、社会は子どもたちの非行に関してより

厳しい対応で臨むべしとの主張や家庭裁判所の審理方式への批判から、平成 12 年には少年法が改定されるに至った。この論議の中においても、各界から 14 歳以上とされている刑法対象年齢を引き下げ、刑罰の対象を広げる意見等が出され、結局中学生に対しても刑罰を科すことができることとなった。そのことと並行して、少年警察が全国的に増強され、中学生の逮捕事案の増加や保護観察の増加、少年鑑別所や少年院の過剰収容状況などの事態も生じており、総じて 14・15 歳のいわゆる年少少年への警察、司法、保護・矯正領域での対応は大きなウエイトを占めつつある。

その一方で、児童福祉領域での非行問題への対応は、社会的にもあまり重視されているとは言えず、14 才未満の子どもが非行を行っても社会は何の手出しもできないといった論調もまかり通っている。このような状況下で、今後、児童福祉サービス体系は、非行問題に関してどのようなかたちで関与することが求められるのか、あるいは望ましいのかという課題が突きつけられていると思わざるを得ない。その点について、現状の課題を検討することと、新たなツールを開発することが不可欠である。このような問題意識で、本研究はその検討の素材と新たなツールを求めるものと位置付けた。

非行は、人と環境との相互関係において生じ、その行為がいずれかの人々の幸福追求に反する状況を生じさせるという意味において当然に福祉課題である。特に最近の少年による非行の背景に、虐待などの子どもの人権が十分に守られていない状況が多く見いだせるとされることから、すぐれて社会福祉的援助の対象と理解するべきである。また、人と環境との関係に働きかけることが問題解決につながるという意味で、ソーシャルワークの重要性も認められるところであろう。

本来、このように人と環境を包含する大きな課題として取り組む必要のある研究テーマであるが、今回は児童福祉サービス体系の中核をなす児童相談所を拠点として、非行に関する施設処遇の核としての児童自立支援施設（旧教護院）の措置・入所状況を手がかりとして、児童福祉サービス体系での処遇とその課題を検討するグループを第 1 部とし。

、非行傾向で悩む学齢児童の保護者の親グループでの取り組みを通して、在宅での支援の可能性を探るグループを第 2 部として研究を進めた。

第 1 部については、児童自立支援施設の入所状況の変化に関しては、非行の発生状況や警察の補導状況などとの相関は小さく、むしろ児童相談所の受理した非行相談件数との関連が深いと考えられること。それを受けて、次に、全ての児童相談所と児童自立支援施設を対象とした質問紙調査を実施した。この調査では、平成 13 年に調査した入所状況の経年変化のグラフを添付し、各施設ごとに個別的に入所状況の変化を、当該児童自立支援施設とその施設に対応する児童相談所に聞いた。最後に、ある意味で児童自立支援施設の利用者にもあたる中学校の生徒指導教員に、児童相談所や児童自立支援施設の活動状況に対する意見を聞いた。

第 2 部の親支援プログラムは、該当する保護者によるグループ活動を行い、①対象に合ったプログラムの開発、②コミュニケーションやアサーションの体験的学習、③具体的ツール（教材）の開発をめざした。特に親子のコミュニケーションを客観化させ変化のきっかけをつくるため、PF スタディや 4 コマ漫画を活用した。

第1部の1 児童自立支援施設の入所状況とその課題について

主任研究者	野田正人	(立命館大学)
分担研究者	才村真理	(帝塚山大学)
分担研究者	平戸ルリ子	(東京家政大学)
研究協力者	鈴木崇之	(沖縄大学)
研究協力者	中島円実	(立命館大学大学院)
研究協力者	佐野雅彦	(立命館大学大学院)

A. 研究の目的

第1部は児童自立支援施設の入所状況の推移を明らかにすることを通じて、その背景にある今日の非行状況に対する児童福祉サービスの課題を明らかにしようとするものである。この数年、児童養護施設や乳児院、一時保護所などは、入所児童が著しい増加を示しており、この状況は、少年院や刑務所など、非行・犯罪に関する入所型の施設にも共通する傾向である。また児童自立支援施設に入所する児童の主たる対象は中学生であるが、昨今の中学校も決して落ち着いている状況ではなく、文部科学省の調査でも警察による補導や家庭裁判所に送致される子どもの数は増加しており、生徒指導担当教諭はおしなべて疲労感を訴えている。このような状況下において、ひとり児童自立支援施設は定員充足率が半分に満たないという不思議な状況にある。図1は、児童自立支援施設の入所定員と充足率を示したものであるが、緩やかな右肩下がりであり、この10年以上は半分に満たない状況を続けている。しかし、これは全国の状況であり、個別施設では定員や現実的処遇能力の限界まで入所している施設なども知られており、このような個別の施設状況を明らかにすることにより、今後の検討の手がかりとする。また、その状況を補足する意味からいくつかの児童相談所や施設の聞き取りを実施した。

B. 研究の方法

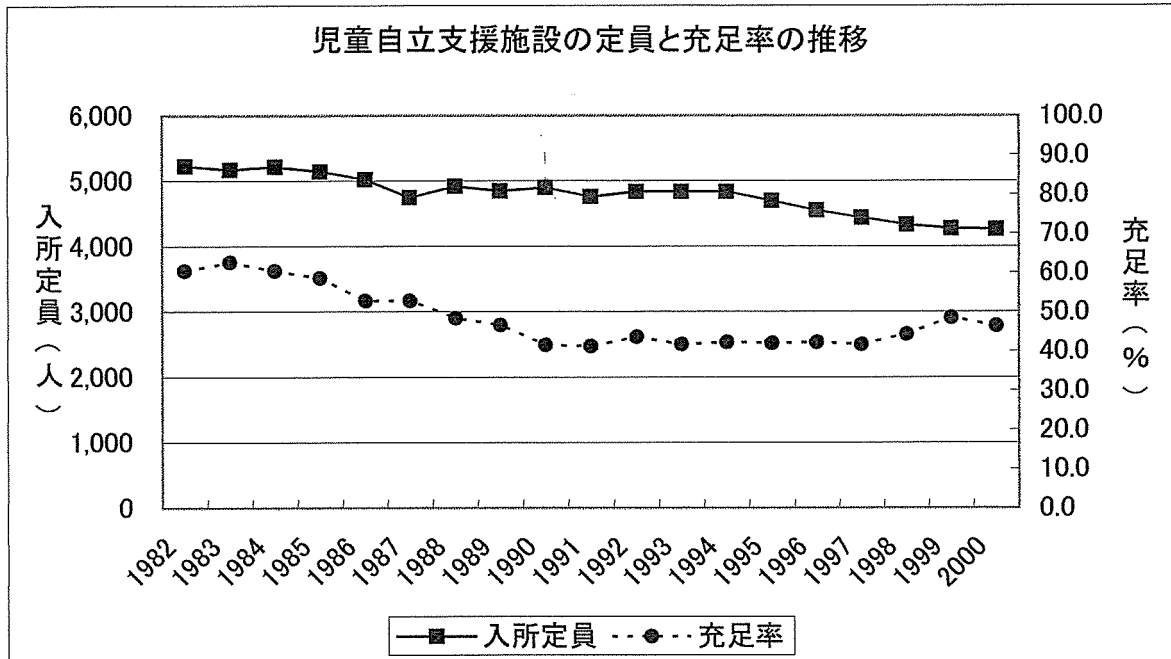
各種資料を渉猟し、児童自立支援施設の定員と入所状況の推移を明らかにして、その特徴から施設の課題を明らかにするための資料を作成する。その上で、特徴のあるいくつかの児童自立支援施設と児童相談所を訪問し、このような状況になる原因や背景に関して、聞き取りを行った。

C. 研究結果

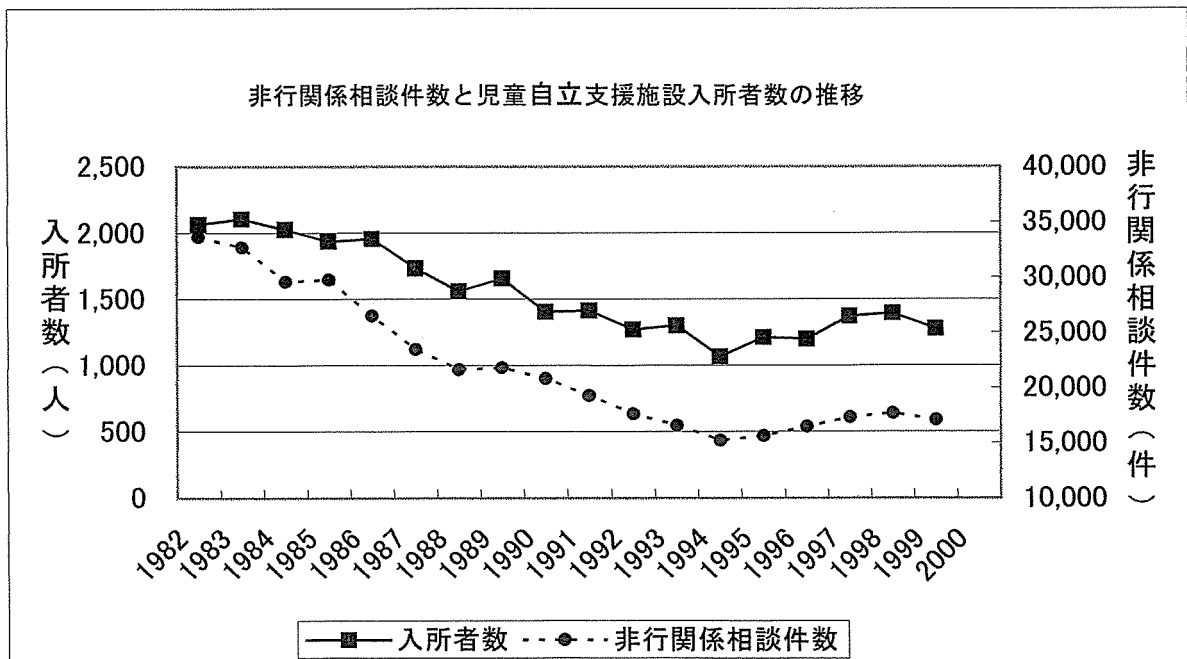
1. 児童自立支援施設の入所者数

児童自立支援施設に児童が入所する経路は、大別すると、児童福祉法に基づき児童相談所が措置するものと、少年法の保護処分として家庭裁判所が決定・送致し、その後児童相談所の措置に組み入れられて入所に至る二つの系統がある。このうち後者である家庭裁判所からの送致はおおむね年300件前後で推移しほぼ横ばいの状況にある。それに対して児童相談所からの通常の措置は全国統計では右肩下がりに減少しており、国民全体で見たとき、子どもの数が減少していることを思えばこのようなカーブも当然かと思われるが、前述のように非行関係諸数値が上昇していることから考えると、異常な状態とすることができよう。児童自立支援施設の定員と充足率の推移は図1のとおりであるが、児童自立支援施設への入所者の状況は図2のとおりであり、上の折れ線は、児童自立支援施設に措置された児童数、つまり入所者数であるが、1994年以降やや持ち直す感もあるが、全体として減少傾向にあることは明瞭であろう。しかし、入所状況以上に、児童相談所での非行相談件数が減少しているkとが、あきらかである。

図1



国民の福祉の動向 各年版から
図2



社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例) 各年版から

このように児童自立支援施設の入所人員が、他施設や今日の非行状況に比較して少ないことの原因を明らかにするためには、児童自立支援施設への入所の決定要因としてどのようなものがあるか整理しておく必要がある。

この点について、従来の教護院や児童自立支援施設職員の間では、児童自立支援施設のあり方やその処遇が、今日の非行状況に対応できていないのではないかという、課題の内在論が検討されてきた。

また、措置権を実質的に行使する児童相談所の課題として、その限界や職員の専門性・マンパワーの不足など、児童相談所の力量論としても取り上げられる。

さらに、今日の家族や保護者の状況を見ると、子どもにいけないことはいけないと言い切れない保護者や、施設入所を必要と考えつつも入所の同意ができない親権者など、家族・親子関係や非行状況が従来と変化しており、そもそも従来型の措置手続きそのものに限界があるのではないかとの、家族や社会状況との関係で児童自立支援施設の限界をいう見解もある。

しかし、これら児童福祉領域や対象者の変化だけに原因を求めるのではなく、非行に関する全体的なシステムの中で児童福祉がどのような役割を果たすのか、あるいはいかなる社会からの期待を担っているのかという視点での考察も必要である。

その点で興味深いのは、図2にみられるように、この20年をみても児童相談所が受理した非行関係相談は一貫して減少しており、このことと児童自立支援施設の入所者数のカーブとは似た傾向を示していることである。このことから児童自立支援施設の入所状況は、児童福祉領域における非行関係相談の取扱状況に関係があり、単に児童福祉領域内でのシェアの問題にはとどまらないと考えることもできる。

2. 施設別の入所定員と実人員

つぎに、各施設別の定員と入所人員の推移を検討する。

このための資料は統一的なものとして、昭和43年10月から全国教護院協議会が原則隔年で発行している「全国教護院勤務職員待遇実態調査」があり、同報告は昭和51年版から「全国教護院実態調査」と改称され、平成13年版からは施設名称の変更によって「全国児童自立支援施設実態調査」と改称されている。

この資料に基づいて、各年度の施設の定員と実人員数を年度別に整理したのが、第1部の末尾に添付した、表1及び表2である。(空欄は記載がないことによる欠損値である。昭和51年までは実人員は各年の1月1日を基準日としていたが、その後各年の入所人員の最多月と最少月が表記されるようになったので、最多月を採用した。)

この表に基づいて、各施設の入所状況を検討した結果、全国動向と近似に右肩下がりの減少傾向を示すものが多数を占める一方で、比較的高い入所者数で安定している施設や、乱高下を示すもの、その他に区分できることがわかった。もちろん、単一に区分できる性格のものではなく、いくつかの特徴を重ね持つものもあるが、施設ごとに区分した結果は以下の通りである。

減少群（最近まで低位あるいは減少傾向のあるもの）

武蔵野学院、きぬ川学院、杜陵学園、さわらび学園、朝日学園、福島学園、茨城学園、那須学園、群馬学院、生実学校、おおいそ学園、新潟学園、富山学園、石川児童指導センター、和敬学園、甲陽学園、波田学院、三方原学園、愛知学園、玉野川学園、淇陽学校、若葉学園、精華学院、喜多原学園、斯道学園、えひめ学園、福岡学園、虹の松原学園、開成学園、清水が丘学園、二豊学園、みやざき学園、牧ノ原学園、若夏学院

高位安定群（比較的多い数の入所児童が安定して見られるもの）、
埼玉学園、誠明学園、修徳学院、阿武山学園、成徳学校、

乱高下群（著しい減少か増加の見られるもの）、
向陽学院、大沼学園、北海道家庭学校、青森みらい、千秋学園、萩山実務学校、わかあゆ学園、
国児学園、明石学園、仙溪学園、わかたけ学園、広島学園、育成学校、徳島学院、希望が丘学
園、

高原群（過去に高原状態を示した時期のあるもの）
横浜家庭学園、横浜市向陽学園、淡海学園、

なお、高原群をはじめ、多くの施設は昭和 53 年頃に入所者の増加が見られ、昭和から平成
への移行期に減少している。また昭和 52 年以降のデーターが最多月に変更されていることの
影響は、グラフで見る限り小さいものと考えられる。

この部の末尾に、各群の典型例をグラフで表した。

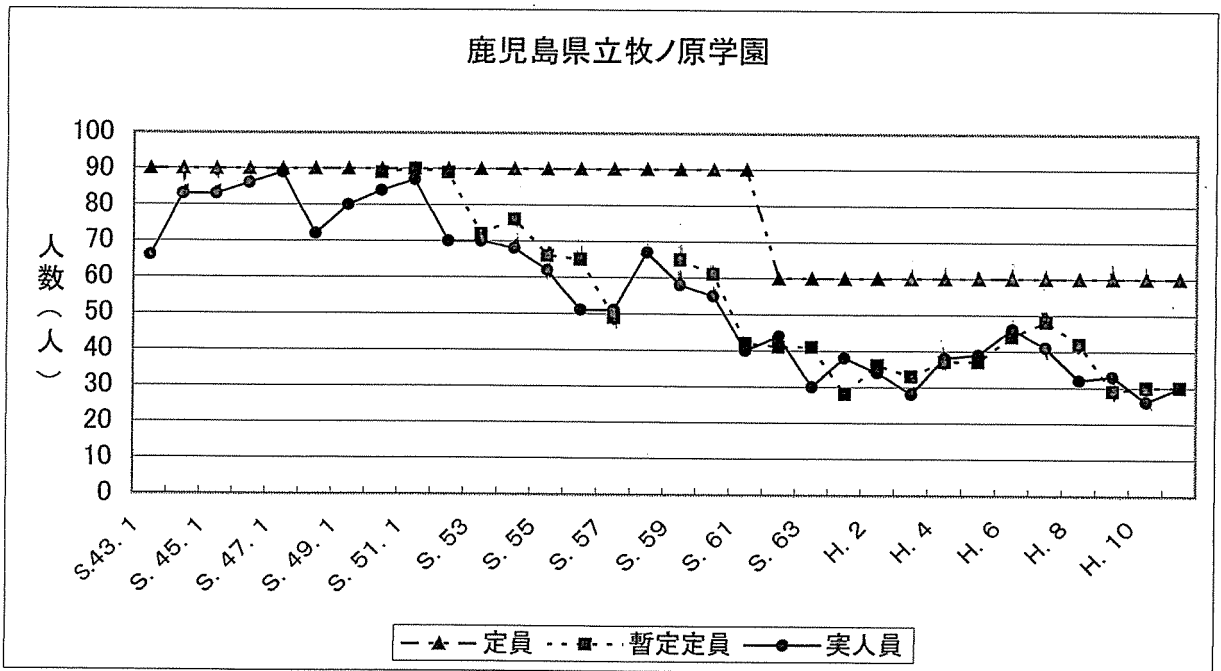
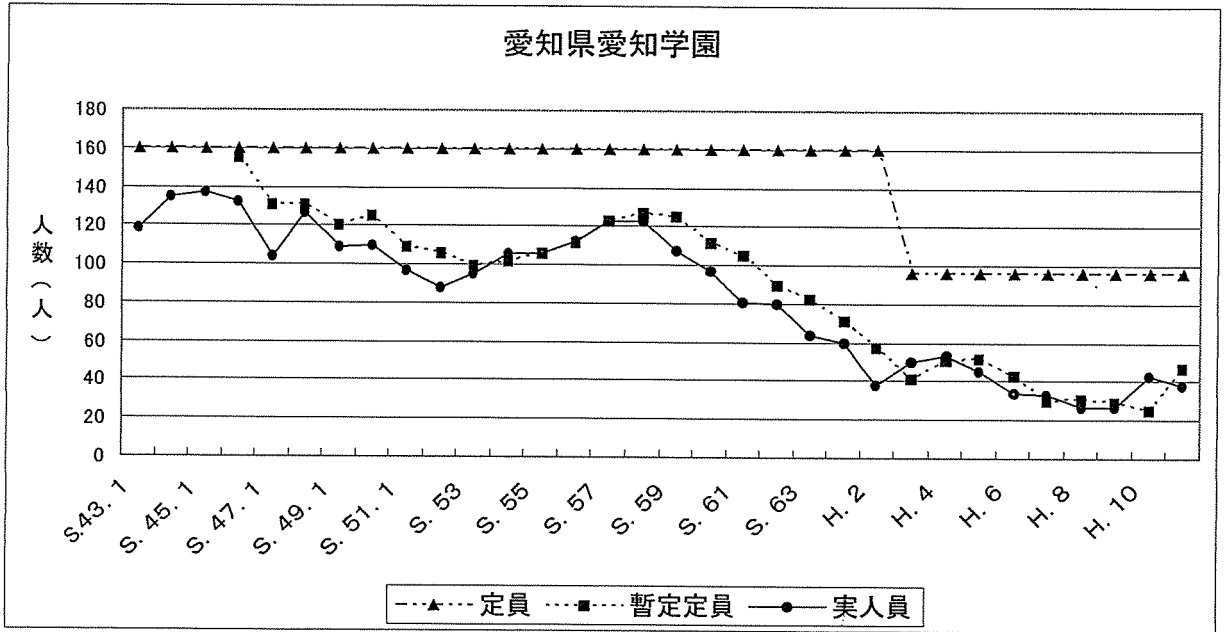
D. 考察

本調査の結果、児童自立支援施設が全体状況として、入所児童の減少傾向にあることは明らかであるが、現実には減少傾向を示さず、高位で安定しているものが存在する。その多くは東京、大阪などの大都市部に存在する。また減少傾向の多くは、昭和 40 年代から始まるものと、昭和の最後から始まるものに分けられ、その間の昭和 50 年代に一時高原期を形成するものもある。その意味では、高度経済成長期から減少した群と、非行の第 3 のピーク（昭和 58 年前後）以降に減少した群とがあり、その時期を越えて高位を維持している施設が存在しているということである。

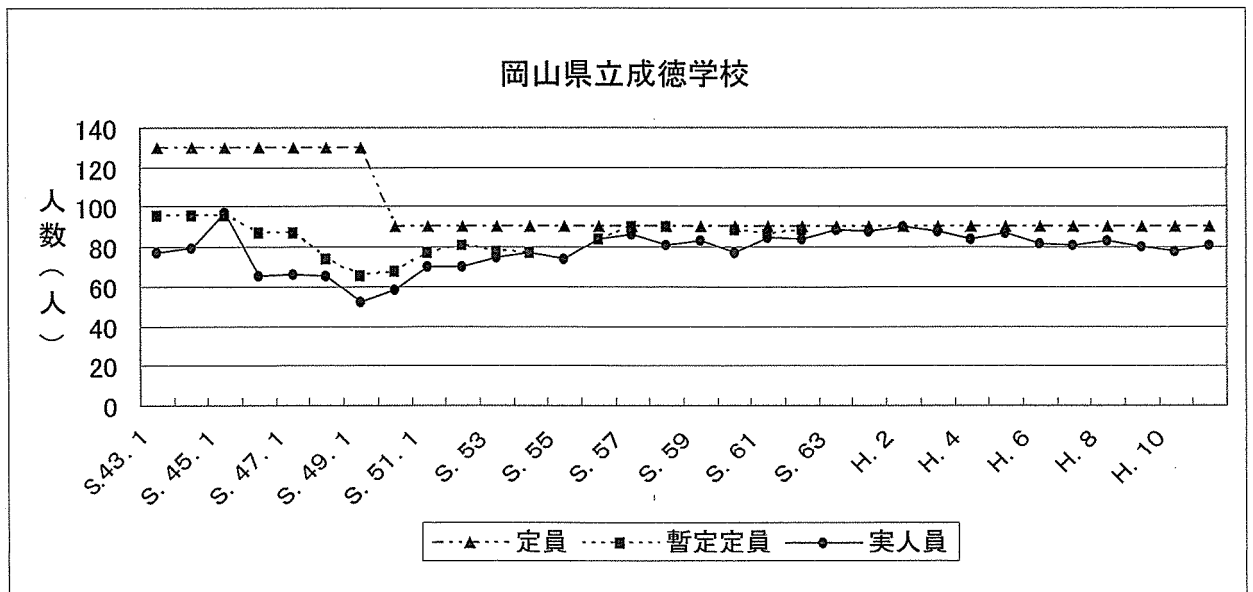
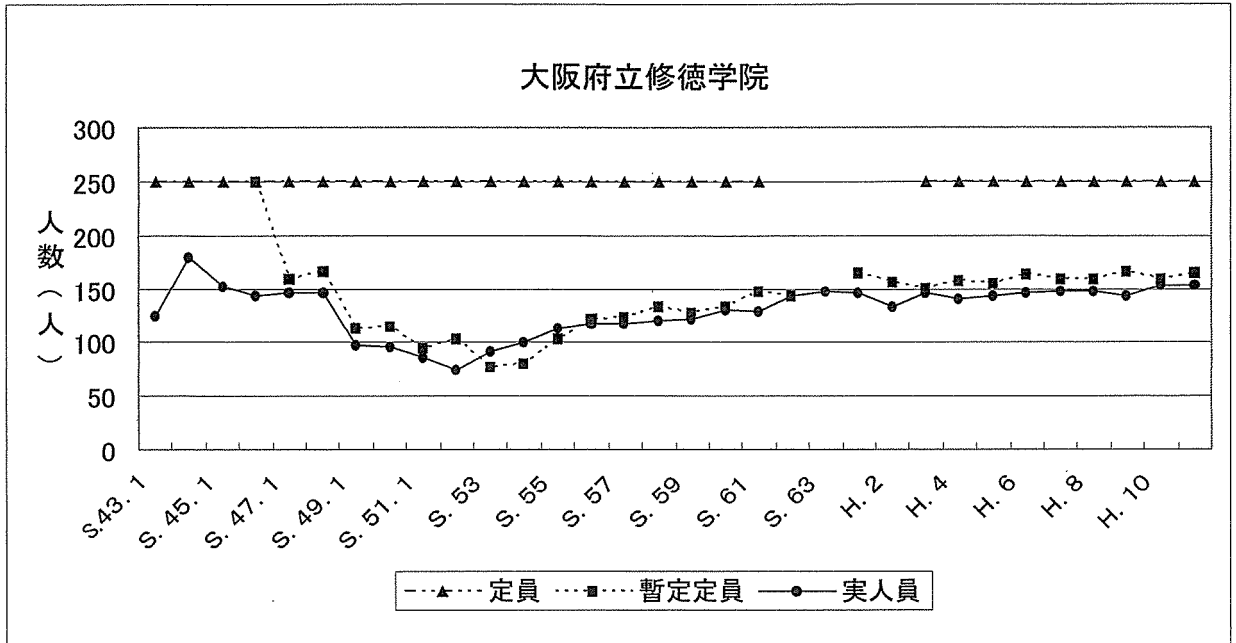
乱高下を示す施設に関しては、建て替えや事故など、なんらかの出来事で理解する必要があるだろう。

なお、これらの施設別の傾向を明らかにするさい、施設に内在する課題、措置する側の課題、対象の課題、少年法体系や警察など制度間の課題などを明らかにするには、各施設の少年法による入所率や都道府県間の協議による、他府県児童の受け入れなども視野に入れる必要があると考えている。このことは家庭裁判所決定に基づく場合も同様で、入所児童の圧倒的多数を家庭裁判所からの送致による施設も存在する。

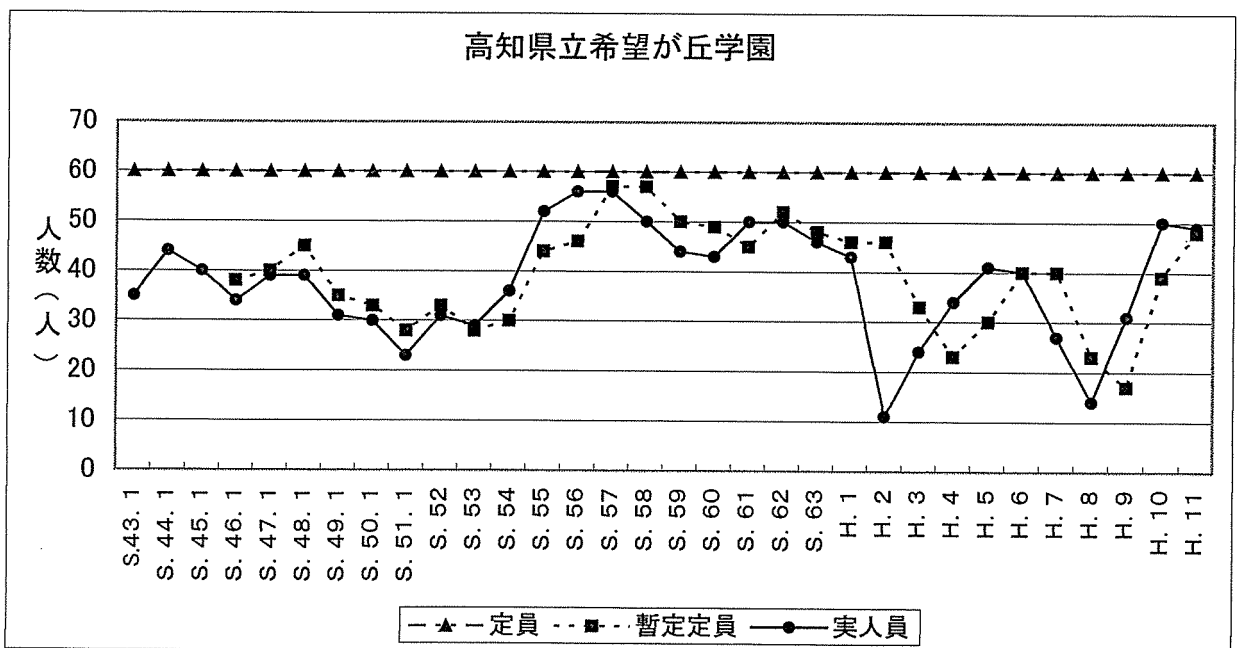
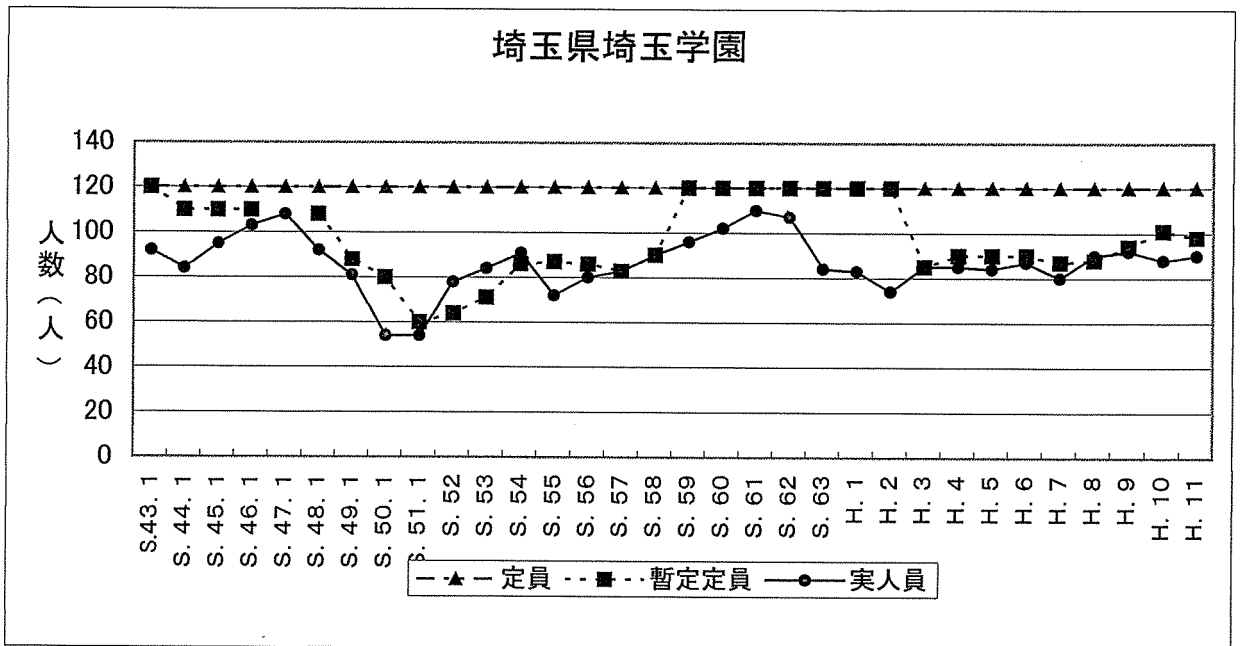
減少群



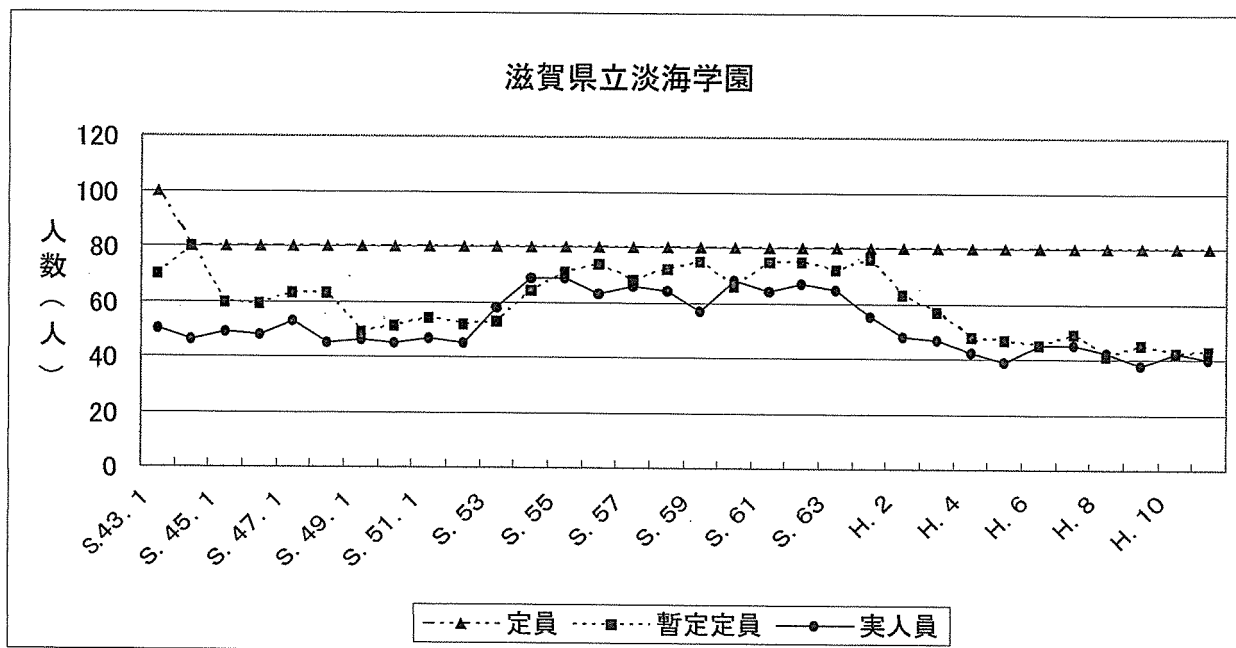
高位安定群



乱高下群



高原群



E. 結論

児童自立支援施設の定員が充足していることが、児童福祉サービスが有効に機能していることを示すものでないことは当然である。しかし、公立を原則とした児童自立支援施設が地域にニーズがあるにも関わらず、そのニーズに応えていない状況があるなら、それこそ児童福祉の危機である。

今後、高位で安定している施設の特徴や、また全国動向とは異なった傾向を示す施設の特徴を明らかにすることをおして、児童福祉領域の非行問題への取り組みの課題を明らかにする予定である。

第1部の2 児童相談状況と児童自立支援施設の課題

施設に措置を決定する側の状況を明らかにするため、児童相談所の非行関連相談の状況と児童自立支援施設施設等への送致に関する意向を調査した。また児童自立支援施設の入所状況の変化や現状と課題、児童自立支援施設の今後の運営形態の変化に対する考えなどの調査を児童自立支援施設に対する調査として実施した。

1 児童相談所調査

児童自立支援施設への入所は、家庭裁判所からの送致も含み、知事からの措置によって実施される。そのため手続き上は、児童相談所を経由することになるため、まず措置する側から見た課題を明らかにすべく、児童相談所での非行取り扱い状況を明らかにすることとした。

研究の方法

2003年2月に、全児童相談所に対し、質問紙を郵送する方法で実施した。

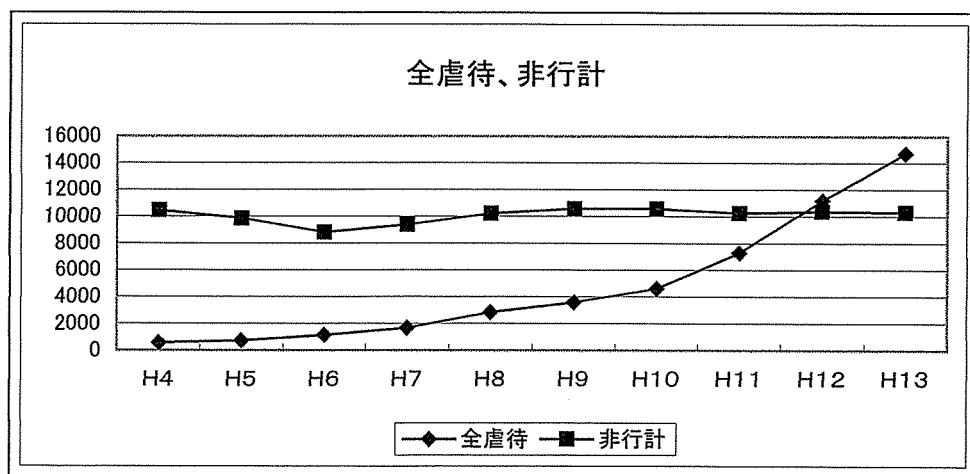
非行相談状況、身柄付き状況と保護、児童自立支援施設などの在籍状況、処遇の困難さ、子どもの変化、職員体制、施設選択の要因、処遇指針と児童自立支援計画の見直し方針、それに各対応する児童自立支援施設の入所状況の変化に関する見解などを聞き、勤務経験の長い職員に記入を求めた。

また、昨年度本研究で実施した児童自立支援施設の定員・実人員状況の推移を基に、各児童相談所に対応する児童自立支援施設の定員・実人員状況のグラフを同封し、その推移についての見解を求めた。

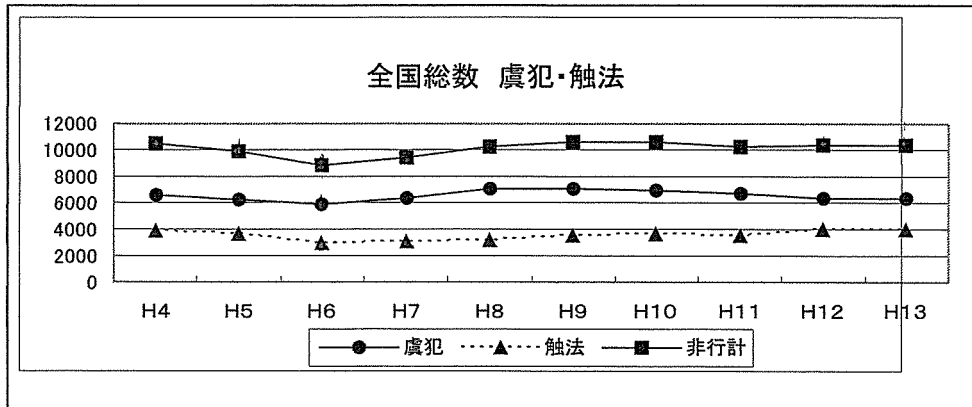
回答は、送付した203児童相談所中、121児童相談所から得て、有効回答は59.6%であった。

研究結果

1 非行相談と虐待相談

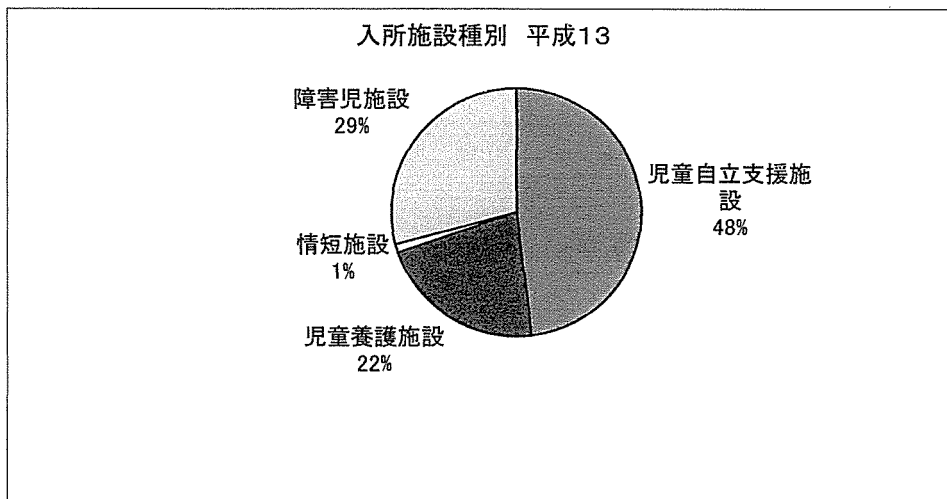


厚生省報告例によれば、児童相談所の相談受理件数として、この10年の推移をみると、児童虐待の急激な増加に比して、非行関連は概ね横ばいであり、非行関連のうち触法と虞犯はそれぞれ約半分で推移している。



非行関連相談の処遇結果も、平成3年 8年 13年でほとんど変化が無く、助言50%、継続20%、福祉司指導10%、訓戒5%、そして施設への措置が9から7%に減少してはいるが、全体的傾向はほとんど変化していない。

非行相談事例で選択した施設については以下の通りであるが、約半数が児童自立支援施設で他に障害児施設と児童養護施設があり、この傾向も平成3年以降ほとんど変化していない。



近年の非行児童の質的变化を聞いたところ、変化が「ある」とするものが82%であった。その変化の質を複数回答で聞いたところ、「衝動的傾向」25%、「人間関係のとりにくさ」23%、「ネグレクト被虐待児童」15%であり、一方、「性的被虐待児の増加」2%、「心理的被虐待児の増加」3%、「身体的被虐待児の増加」3%と、ネグレクト以外の児童虐待に関する回答が少なかった。これは変化、特に増加を聞いているため、従来から多かったため低い回答となったと思われるが、児童相談所段階では虐待と認識されていない場合も少なくないと思われる。

近年の非行相談の困難さについて聞いたところ、「困難と思う」と、「やや思う」がそれぞれ43%であり、合計で86%が非行相談に困難さを感じていた。その理由には、「家族への対応が困難」25%、「児童相談所の多忙」20%、「非行内容の変化」15%などであった。

非行事例について、児童自立支援施設の入所に際し、考慮することとして最も多かった回答は、「児童の状況」28%であった。続いて「判定の結果」20%、「保護者の意見」19%であった。一方、「被害者の感情に配慮して」というのはまったくなかった。また「関係機関の意向」2%や「学校の意向」3%と少なく、児童自立支援施設への措置については、関係機関や学校の意向はあまり重視していないとの傾向が見えた。

児童養護施設では、「児童の状況」であり26%。続いて「保護者の意見」20%、「判定の結果」20%であり、児童自立支援施設と似た傾向であったが。

情緒障害児短期治療施設についても似た傾向であるが、「判定の結果」が28%、続いて「児童の状況」27%、「保護者の意見」20%と、「判定の結果」のウエイトが高いのが特徴である。

このことは、情緒障害児短期治療施設は「判定の結果」が重視される、つまり心理的診断が措置決定に及ぼす影響が大きい一方で、児童自立支援施設に関しては、児童養護施設とあまり差が無く、被害者や関係機関、学校の意向などもあまり影響していないという結果を示している。

児童自立支援施設に入所させるのが適当と考えられる事例において、実際には入所しなかった事例について聞いたところ、そのような例が「多い」13%、「やや多い」34%と計47%が多いほうだと答えており、そのような例は「無い」とするものは7%であった。

児童相談所が入所を必要と考えたのに、入所に至らない理由は、「保護者の同意が得られない」31%、ついで「児童の同意が得られない」29%であった。また、「入所人員にあきがない」とするものも11%もあり、実情と矛盾する結果となった。なお、児童自立支援施設の提供する課題のこのことは、一時的に何らかの理由で施設に空きが無くなる場合があることを推定させる。また、今日の定員や暫定定員を検討する際の課題の一つである。

児童自立支援施設に入所が必要なのに出来ない理由

分類	度数	パーセント
1	84	29.67
2	90	31.25
3	31	10.76
4	30	10.41
5	11	3.81
6	10	3.47
7	27	9.37
8	5	1.73
計	288	100

- ①児童の同意が得られない
- ②保護者の同意が得られない
- ③入所人員にあきがない
- ④タイミングが合わない
- ⑤忙しく非行相談に十分対応できない
- ⑥出来るだけ在宅指導したい
- ⑦児童自立支援施設の提供する機能に問題がある
- ⑧ その他

児童自立支援施設に期待するものは以下の通りであるが、「子どもへの治療」「中卒後のアフタケア」「アフタケアの充実」などが高く、「短期処遇」も比較的高い一方で、「施設への通所指導」や「職員による地域での指導」などにはあまり期待されていない。

児童自立支援施設に期待すること

分類	度数	パーセント
1	74	21.57
2	14	4.08
3	6	1.74
4	58	16.90
5	51	14.86
6	46	13.41
7	65	18.95
8	26	7.58
9	1	0.29
10	2	0.58
合計	343	100

- ①子どもの治療
- ②施設への通所指導
- ③児童自立支援施設職員による地域での通所
- ④アフタケアの充実
- ⑤親への治療的アプローチ
- ⑥短期処遇
- ⑦中卒後のケア
- ⑧虐待へのアプローチ
- ⑨治療キャンプ
- ⑩その他

2 児童自立支援施設調査

児童自立支援施設に対しても、その処遇の状況と今後への課題を明らかにするため、児童自立支援施設に対する調査を実施した。

研究の方法

平成15年3月に、全児童自立支援施設57カ所に対し、郵送法で調査を実施した。

質問項目は、定員や暫定定員などの他、入所児童の抱える課題、変化、平成9年回生以後の学校教育の実施、年長や通所、自立支援のプログラム、処遇指針や自立支援計画、苦情受付や評価システム、人事と職員構成、入所児童数の変化要因、都道府県必置原則や公設民営化への意見などを聞いた。また、各施設の経年的定員の変化と実人員の推移を示し、特に変動の大きかった点をマークして、その原因についての見解を聞いた。

回答は57施設中、35施設で61.4%であった。

研究結果

特徴的な結果の出た部分のみ、記載する。

入所中の児童の抱える問題を聞いたところ、「人間関係がとりにくい」「ADHD,LDの増加」が63%、「衝動的傾向の増加」57%、「ネグレクト被虐待児」49%など、指導の困難な児童の入所している様子が浮き彫りとなった。

平成9年法改正以降の措置児童の変化については、「被虐待ケースなど、家庭の養育能力がより低下しているケースが増えた」が67%、ついで「非行に加え、情緒的な問題等が理由に加わる児童が増えた」の60%、その他で養護施設不適応児など、ここでも対人関係の問題を抱えた児童の入所傾向が指摘できる。

通所処遇を平成14年度までに実施しているのは2カ所のみ。今後の予定も無回答で、導入しにくい理由として、体制上の問題、設備がない、予算がない、ケースが無く、児童相談所の通所でまかなえる、教育委員会とのすりあわせの問題、交通の便が悪い、入所児童との混合処遇への不安などがあげられた。

児童自立支援計画を策定していない施設は3カ所あるが、処遇については関係機関を交えて話し合っているというコメントがついている。

職員の専門職採用や施設長の経験などについて聞いたが、特に平成4年4月から、平成14年3月末までの10年間に、何人の施設長が着任したかを聞いたところ、7人が2施設、6人が8施設、5人が11施設、4人が8施設という状況で、1人という施設も1施設あったが、実に60%の施設が、平均で2年以下の施設長在職という状況であった。

入所状況に影響を与える要因

	充足率増加の要因	充足率減少の要因
社会的背景	オイルショック、第2次ベビーブーム、高度経済成長、震災、	子どもの数の減少、
子どもの状況	校内暴力、中学のあれ、非行のピーク、 非行内容の変化、虐待経験児の増加	虐待・家出の増加（入所の必要はない）
児童相談所	他県からの受け入れ、児相長に専門職、 相談・通告の増加、家裁送致の増加	在宅の処遇方針、児相の経験ある職員の転勤、相談・通告の減少、虐待での多忙化、 養護施設との競合、養護施設で処遇できた、
児童自立支援施設の寮運営	寮の再開	受け入れ制限、改築、寮の閉鎖、設備の悪さ、小舎から大舎への運営の変更、
処遇体制	処遇の多様化、学校教育の導入、短期処遇の開始、体制の不十分、機能の再評価 中学卒業児への処遇（職業指導）、関係機関との連携、家族機能の提供、小学生の処遇	学校教育の実施による混乱、短期処遇による混乱、施設機能の低下、情緒障害児の入所による混乱で受け入れ中止、体制の不十分、施設機能の低下、信頼できない処遇、関係機関連携の課題、児相の処遇期待とのズレ、H9年児童福祉法改正で施設の目的がわかりにくい、
職員	教員の配置、	管理職に経験者がいない、職員の減員、職員の不祥事、
入所児童の状況	集団非行の入所（暴走族）	退所児童の増加、無断外出での死亡事故、無断外出の増加と家庭引き取りの増加、評価の低下